

「後志利別川整備計画検討委員会」の設立趣旨

平成9年の河川法改正により、河川管理者である国土交通大臣は、これまでの「工事实施基本計画」に代わり、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」(河川法第16条)と、当面の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」(河川法第16条の2)を策定することとなりました。

「後志利別川水系河川整備基本方針」については、平成18年2月14日に、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て決定したところです。

この基本方針に基づき、北海道開発局は、「後志利別川水系河川整備計画(大臣管理区間)」を策定するにあたり、学識経験を有する方々からご意見をいただくために(河川法第16条の2第3項)「後志利別川整備計画検討委員会」を設置することといたしました。